# 【公開版】

日本原燃株式会社					
資料番号 材構 01 <u>R 9</u>					
提出年月日	令和4年 <u>9月27日</u>				

# 設工認に係る補足説明資料

# 材料及び構造の対象範囲について

- 1. 文章中の下線部は、R8からR9への変更箇所を示す。
- 2. 本資料 (R8) は、9月6日に提示した 「設工認に係る補足説明資料 材料及び構造の対象範囲について R 8」

に対し、9月9日のヒアリングコメントを踏まえて、記載内容を見直した ものである。

# 目次

1.		概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 1
2.		対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	2.	1 対象範囲の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	2.	2 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備における対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2
3.		ポンプ及び弁の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	3.	1 発電炉との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	3.	2 ポンプ及び弁の材料及び構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4.		まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

: 商業機密の観点から公開できない箇所

#### 1. 概要

本資料は,再処理施設の第1回設工認申請のうち,以下に示す添付書類の補 足説明に該当するものである。

・再処理施設 添付書類「V-1 強度計算の基本方針」

上記添付書類において、技術基準規則第十七条に規定された「安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」及び同規則第三十七条に規定された

「重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち,再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」に対する強度計算の基本 方針を示している。

本資料では、<u>再処理施設の安全性を確保する上で重要なものとして</u>材料及び 構造の対象とする範囲について補足説明するものである。

なお、本資料で示す材料及び構造の対象範囲の考え方については、今回申請 対象以外の再処理施設に係る<u>材料及び構造の</u>対象範囲の考え方に対しても適用 するものである。

また、この考え方はMOX燃料加工施設に係る対象範囲の考え方においても適用する。この場合において、「再処理施設」とあるのは「加工施設」、「第十七条」とあるのは「第三十一条」、「事業指定(変更許可)」とあるのは「事業(変更)許可」、「強度及び耐食性に関する説明書」とあるのは「強度に関する説明書」、「強度計算及び耐食性に関する基本方針」とあるのは「強度計算の基本方針」、「再処理第1種機器から再処理第5種機器」とあるのは「加工第1種機器から加工第3種機器」、「再処理第1種機器から再処理第3種機器」とあるのは「加工第1種機器」、「再処理第5種管」とあるのは「加工第3種管」、「再処理第1種機器」、「再処理第5種管」とあるのは「加工第3種管」、「再処理第1種機器」とあるのは「一(対象外)」と読み替えるものとする。

## 2. 対象範囲

## 2.1 対象範囲の考え方

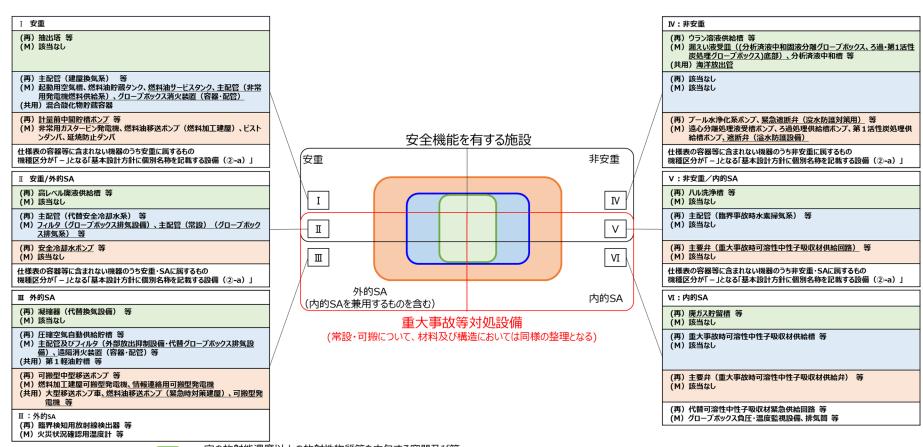
技術基準規則第十七条及び第三十七条(材料及び構造)では、それぞれ「安全機能を有する施設に属する<u>a</u>容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、<u>b</u>.再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」及び「重大事故等対処設備に属する<u>a</u>容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、<u>b</u>.再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」に対して、材料及び構造に係る要求事項が規定されている。

対象範囲を整理するにあたって、まず上記の規定(a. 容器及び管並びにこれらを支持する構造物)より対象と<u>す</u>る機器は、容器及び管並びにこれらを支持する構造物である。また、容器及び管には該当しないが、発電炉の材料及び構造の対象範囲を参考に、ポンプ及び弁についても対象とする。同様に、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等を準拠し、設計するガスタービン及び内燃機関についても対象とする。

また、これら機器のうち上記の規定(b. 再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの)にあっては、再処理施設における安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備は核燃料物質及び放射性物質(以下「放射性物質等」という。)を取り扱うことから、公衆及び従事者の放射線障害を防止することが重要となる。そのため、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものについては、一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包するものを対象とするとともに、放射性物質等は内包していないものの公衆又は従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有するものもあわせて対象とする。

2.2 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備における対象範囲 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の材料及び構造の対象範囲 の概念図を第2.2-1図に示す。

なお、概念図に示す材料及び構造の対象範囲と技術基準規則第十七条及び 第三十七条(材料及び構造)並びにそれらを受けた基本設計方針との関係性 を参考1及び参考2に示す。



- :一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包する容器及び管

: 仕様表における機種区分に対して材料及び構造における容器又は管と整理したもののうち, 再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの (設工認添付書類「強度及び耐食性に関する説明書」において強度計算書\*1を示す対象)

: 上記の再処理施設の安全性を確保する上で重要な容器又は管に接続するポンプ及び弁 安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属するガスタービン及び内燃機関 安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁 (材料及び構造の対象範囲)

注記 \*1:ただし、高圧ガス保安法等の他の規格及び基準に基づく設計としているものにあっては強度計算書に代えて、「強度計算<u>及び耐食性に関する</u>基本方針」 において高圧ガス保安法等の他の規格基準を適用することの妥当性を説明した上で当該規格及び基準に適合するものを使用する設計とする方針を示す こととする。 材料及び構造の対象範囲としては、上記2.1項に示す考え方を踏まえ、安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備に属するもののうち以下のいずれかに該当するもの(以下、安全機能を有する施設にあっては「安全機能を有する施設の容器等」、重大事故等対処設備にあっては「重大事故等対処設備の容器等」という。)を対象とする。

- a. 一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包する機器区分(再処理第 1種機器から再処理第5種機器)に属する容器及び管
- b. 公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射 線障害を防止する機能を有する安全上重要な施設又は重大事故等対処 設備に属する容器及び管

ただし、重大事故等対処設備であって内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用するものにあっては、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とすることから、材料及び構造の対象範囲外とする

- c. 上記a又はbに接続するポンプ及び弁
- d. 上記a, b又はcに直接溶接される支持構造物であり、その破損により当 該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの
- e. <u>安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属するガスタービン及び</u> 内燃機関
- <u>f.</u> <u>安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁</u>

ここでいう容器<u>の定義として</u>は、内部に流体<u>(気体、液体、粉体を含む。以下同様。)</u>を保持し、機能上、滞留、貯蔵、反応、蒸留等を目的としたものとし、管の<u>定義として</u>は、機能上、容器又は機器の間の連絡又は移送を目的としたものとする。

なお、密封された放射性物質及び固体状の放射性物質を内部に貯蔵又は移送するものついては、材料及び構造の対象とする耐圧部として圧力を保持し 圧力による荷重を受ける部分に該当するものではないため、上記の流体には 含まず、対象外とする。

<u>また</u>,材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表を第 2.2-1表に示す。

## (1) 材料及び構造において強度計算書を示す対象について

強度計算書については、<u>上記の容器及び管</u>を対象に、材料及び構造における強度の健全性を確認する。

ただし、高圧ガス保安法等の他の規格及び基準に基づく設計としている ものにあっては強度計算書に代えて、「強度計算<u>及び耐食性に関する</u>基本 方針」において高圧ガス保安法等の他の規格<u>及び</u>基準を適用することの妥 当性を説明した上で当該規格及び基準に適合するものを使用する設計とす る方針を示すこととする。

#### (2) (1)以外の材料及び構造の対象について

上記の容器及び管に接続するポンプ及び弁<u>並びに</u>安全上重要な施設又は 重大事故等対処設備に属するガスタービン及び内燃機関について<u>は</u>, 「強 度計算及び耐食性に関する基本方針」において設備設計としての方針を示 すものとする。

第2.2-1表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (1/6)

機種区分	(仕様表)	機能	<u>材構</u> <u>における</u> 分類※1	備考
容器	円筒型板状型環状型ライニング型 ※2ミキサセトラパルスカラム蒸発缶ボンベ円筒型 (車両)漏えい液受皿	<u>流体を内包し、</u> 滞留 <u>、</u> 貯蔵等 <u>の機能を有する</u> 容器 <u>に該当する。</u>	<u>a 又は b</u>	※2 容器 (ライニング型) は <u>コンクリート</u> <u>の躯体に鋼製のライニングを設けたもの</u> <u>であるが,</u> 容器内の水頭等による荷重は <u>ライニング</u> の下のコンクリートで強度を 保持して <u>おり</u> ,コンクリート構造物とし ての構造強度については,「耐震性に関する説明書」にて説明を実施する。 材料及び構造では,鋼製のライニングについて必要な厚さ以上であることを確認する。
運搬・製品容器	円筒形 箱形 キャスク	流体を内包し、貯蔵機能を有 する容器に該当する。	<u>a 又は b</u>	
ろ過装置		流体の移送経路上にあり、ろ 過機能を有する容器に該当す る。	<u>a 又は b</u>	
熱交換器 冷却塔		流体の移送経路上にあり、内 部の流体の熱交換等の反応機 能を有する容器に該当する。	<u>a 又は b</u>	

機種区分	(仕様表)	機能	<u>材構</u> <u>における</u> 分類※1	備考
	うず巻形 うず巻形 (車両)	流体の移送経路上にあり、容 器又は管の定義に該当しない ものの、再処理施設の安全性		
ポンプ	往復型	を確保する上で重要な容器又 は管に接続するポンプを材料 及び構造の対象とする。	<u>c</u>	
	特殊ポンプ	流体を内包し、容器又は機器間の移送機能を有する管に該当する。	<u>a 又は b</u>	
圧縮機		流体を圧送する機械類であり、容器又は管の定義に該当しない。	対象外	
ファン	遠心式/ルーツ式/ ターボ式	<ul><li>流体の移送経路上にあるものであるが、容器又は管の定義に該当しない。</li></ul>	<u>※3</u> 対象外	※3 ファンは、気体を移送する目的とする ものであり、技術基準規則第二十八条 (換気設備)に基づき、適切な機能を有 することを説明する。

第2.2-1表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (3/6)

Will IN HAND WEST AND THE STATE OF THE STATE					
機種区分(仕様表)		機能     における       分類※		備考	
フィルタ <u>※4</u>		流体の移送経路上にあり、反 応又は滞留機能を有する容器 に該当する。	<u>a 又は b</u>	※4 気体廃棄物の廃棄施設のうち換気設備 に属するフィルタの評価にあっては,内 包する流体の性状から主として空気を移 送するダクトと同等の評価を実施する。	
主要弁	弁 ダンパ <u>※5</u>	流体の移送経路上にあり、容 器又は管の定義に該当しない ものの、再処理施設の安全性 を確保する上で重要な容器又 は管に接続する主要弁 <u>を</u> 材料 及び構造の対象とする。	<u>c</u>	<ul><li>※5 換気空調系のダンパの評価にあって は、内包する流体の性状から主に空気を 移送するダクトと同等の評価を実施す る。</li></ul>	
安全弁及び逃がし弁		流体による圧力上昇時において減圧等の機能を有する機械 類であり、容器又は管の定義 に該当しない。	<u>※6</u> 対象外	※6 安全弁及び逃し弁については、容器の 減圧を目的とするものであり、技術基準 規則第三十八条(臨界事故の拡大を防止 するための設備)及び第四十一条(有機 溶媒等による火災又は爆発に対処するた めの設備)に基づき、適切な機能を有す ることを説明する。	

第2.2-1表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (4/6)

		1	J. J. L++	T
機種区分(仕様表)		機能	<u>材構</u> <u>における</u> 分類※1	備考
主配管	配管 ダクト <u>※7</u> 海洋放出管 ノズル ホース	流体を内包し、容器又は機器間の <u>連絡又は</u> 移送 <u>する機能を</u> 有する管に該当する。	<u>a 又は b</u>	※7 ダクトの評価にあっては、JSME 設計・ 建設規格におけるダクトの規定であるクラス4管の形状規定(ダクトの径に応じた必要厚さ)を満足するものを使用する設計とする。
ラック/ピット/棚	ラック ピット/棚 ガラス固化体貯蔵ピット	密封された放射性物質及び固体状の放射性物質の保管,保持機能を有するものであり,容器又は管 <u>の定義に該当しない</u> 。	対象 <u>外</u>	
搬送設備	クレーン 昇降装置 コンベア	搬送機能を有する機械類であり、容器又は管 <u>の定義に該当</u> しない。	対象 <u>外</u>	
機械装置	廃棄処理機械装置 焼結・乾燥装置 <u>※8</u> 機械・検査装置	廃棄処理,焼結・乾燥等の機 能を有する機械装置であり, 容器又は管の定義に該当しない。	対象 <u>外</u>	※8 MOX燃料加工施設の焼結装置及び乾燥装置については、機能上、閉じ込めを目的とするものであり、技術基準規則第十条(閉じ込めの機能)に基づく設計を実施する。

第2.2-1表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (5/6)

	// 2	内が及り特迫り対象範囲と江豚政に	TO TO TO TAKE	/ C / 正 · 工 / ( o / o /
<b>機種区分(仕様</b> 妻)		₩ <u>₩</u>	<u>材構</u>	備考
機種区分(仕様表)		機能	<u>における</u>	1用 <i>行</i> 
			分類※1	
	グローブボックス	放射性物質の閉じ込め機能 (放射性物質の放出経路の維 持機能)を有するものであ り、容器又は管の定義に該当	<u>※9</u> 対象 <u>外</u>	※9 放射性物質の閉じ込め機能(放射性物質の放出経路の維持機能)については、 技術基準規則第十条(閉じ込めの機能) に基づく設計を実施する。
		しない。         (漏えい液受け皿部分)         漏えい液受皿にあっては、漏         えい液の滞留機能を有する容	<u>a 又は b</u>	
		器 <u>に該当する。</u>		
核物質等取扱ボックス	オープンポートボッ	放射性物質の閉じ込め機能 (放射性物質の放出経路の維持機能)を有するものであり,容器又は管の定義に該当しない。	<u>※10</u> 対象 <u>外</u>	※10 放射性物質の閉じ込め機能(放射性物質の放出経路の維持機能)については、 技術基準規則第十条(閉じ込めの機能) に基づく設計を実施する。
	クス	(漏えい液受け皿部分)_ 漏えい液受皿にあっては、漏 えい液の滞留機能を有する容 器 <u>に該当する。</u>	<u>a 又は b</u>	
	フード	放射性物質の閉じ込め機能 (放射性物質の放出経路の維 持機能)を有するであり、容 器又は管の定義に該当しない。	<u>※11</u> 対象 <u>外</u>	※11 放射性物質の閉じ込め機能(放射性物質の放出経路の維持機能)については、 技術基準規則第十条(閉じ込めの機能) に基づく設計を実施する。

第2.2-1表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (6/6)

機種区	分(仕様表)	<u>機能</u>	<u>材構</u> における	備考
発電機	発電機 可搬型発電機	ガスタービン又は内燃機関を 原動力とした発電機能を有す るものであり、容器又は管の 定義に該当しないものの、発 電炉の材料及び構造の対象範 囲を参考に、安全上重要な施 設又は重大事故等対処設備に 属するガスタービン及び内燃 機関を材料及び構造の対象と する。	分類※1 <u>e</u>	
変圧器 受電開閉設備用 電源盤 無停電電源装置 電力貯蔵装置 計装/放管設備		電気的な機能を有する電気設 備であり、容器又は管 <u>の定義</u> に該当しない。	対象 <u>外</u>	

機種区分(仕様表)		機能	<u>材構</u> <u>における</u> 分類※1	備考		
	建屋・洞道					
	排気筒					
	遮蔽設備	コンクリート構造物としての				
	施設外漏えい防止堰	機能を有する建物・構築物で	対象外			
	保管・廃棄エリア	あり、容器又は管 <u>の定義に該</u>	<i>八家<u>八</u></i>			
	火災区域構造物	<u>当しない</u> 。				
建物・構築物	防水区画構造物					
	飛来物防護設備					
		_(発電機)_		※12 地下水排水設備については、容器等に		
	地下水排水設備		<u>※12</u> 対象外	より構成されるものではあるものの,安 全機能を有する施設の容器等及び重大事		
		(主配管)_		故等対処設備の容器等に該当しないこと から、材料及び構造の対象としない。		
		※ <u>13</u> 「基本設計方針に個別名称を記載する設備(②-a)」については,再処理施設の機				
		能,性能を達成するために設備,機器の仕様(値,材質等)を特定する必要がなく,技				
		術基準規則等の要求事項を達成するため,仕様項目を示す必要はないが事業指定(変更				
		許可)申請書及び技術基準規	則において	設置(系統構成含む)することを明示している設		
- <u>*13</u>		備(仕様表対象以外)であり,	要求される	5安全機能の重要度に応じた設工認申請書にお		
		ける記載グレードが低い設備・機器のため、材料及び構造の対象としない。				
		ただし、溢水防護設備の緊?	急遮断弁につ	ついては,溢水発生時に機能を喪失した場合,		
		溢水防護区画に溢水が流入	するおそれか	ぶあることから,安全上重要な施設又は重大事		
		故等対処設備を防護するため	りに必要な機	器として材料及び構造の対象とする(f)。		

12

<sup>※1</sup> 材構における分類のうち、容器及び管については再処理施設の安全性を確保する上で重要なものに限る。(2.1項及び2.2項参照)

## (3) 支持構造物

再処理施設の安全性を確保する上で重要なもののうち支持構造物は、以 下の支持構造物を対象とする。

一般的に支持構造物については、スカート構造、脚支持構造、ラグ支持構造といった様々な構造、形式のものがあり、数量も非常に多い。脚支持構造やラグ支持構造は、通常、被支持機器の自重を分散して複数の構造体で支持するものであり、仮に一部の構造体に欠陥が発生した場合でも、残りの健全な構造体で自重を分散して支持することにより、直ぐに被支持機器の損壊に至るものではない。

また、支持構造物と被支持機器との接続にあっても、溶接による接続やボルト、ピン、クランプ等による接続があるが、ボルト、ピン、クランプ等による接続の場合は溶接による接続と異なり、支持構造物と被支持機器とは構造的に分離していることから、仮に一部の構造体に欠陥が発生した場合でも、被支持機器(耐圧部)に直接影響を及ぼすものではない。

これらの考え方は、「解説 原子力設備の技術基準」(電力新報社)にも示されている。

再処理施設における主な支持構造物の構造形式一覧<u>(再処理施設特有の</u> 支持構造物の一例として安全冷却水冷却塔の支持構造物も含む。) を参考 3に示す。

再処理施設における支持構造物についても複数の構造形式があるものの上述のような支持構造物の組合せであることから、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもののうち支持構造物については、被支持機器(耐圧部)に直接影響を及ぼすものとして、前述(1)に属する容器及び管に直接溶接されるものであり、その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるものを対象とする。

なお,「耐震性に関する説明書」において確認している範囲としては, 支持構造物の構造の多くは荷重負担の自由度を有し,一部の破損が被支持 機器の損壊に至るものではないことから,その最弱部であるボルトを対象 に構造強度を確認している。

○解説 原子力設備の技術基準(抜粋)

#### (第3種支持構造物の構造の規格)

第93条 第3種機器(管にあっては、外径が65ミリメートル以上のものに限る。)に溶接により直接取り付けられる支持構造物(ガスケット、シール、ばね、圧縮ばね用端板、軸受、座金、摩擦板その他のこれらに類するものであつて、支持することを主たる目的としないものを除く。)であつて、その破損により第3種機器の損壊を生じさせるおそれのあるものの構造の規格は第88条第3項第1号イ又は第4項第1号及び第4号の規定によらなければならない。

「解 説 7

本条の規定は,第3種支持構造物のうち重要な部分に対して強度評価を行うことを定めたも のである。

第3種機器を支持する支持構造物は、その構造、形式等が多岐にわたり、数量も非常に多い。 また、通常、支持構造物の構造の多くは荷重負担の自由度を有することから、1部の破損が被 支持機器の損壊に至るものではない。したがって、特に機器の耐圧部に直接溶接によって取り 付けられており、その使用条件の影響を直接受ける部分で、支持構造物に発生した欠陥が耐圧 部にまで進展するおそれのある範囲のみに対して構造の規格を規定したものである。

### 3. ポンプ及び弁の取扱い

#### 3.1 発電炉との比較

材料及び構造の対象範囲について、前述のとおり再処理施設の技術基準規則ではポンプ及び弁は対象とされていない。一方、発電炉の技術基準規則では一部のポンプ及び弁が対象とされていることから、対象とする機器について発電炉と再処理施設との比較を以下のとおり実施した。

#### (1) 安全機能を有する施設

発電炉の材料及び構造に係る要求事項にあたっては機器の重要度に応じたクラス区分が設定されており、そのクラス区分に応じて対象となる機器が規定されている。具体的には、機器の重要度の高いクラス1、2機器は、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び工学的安全施設等であり、より信頼性が求められることからポンプ及び弁も対象とされているものの、クラス3、4機器ではポンプ及び弁は対象とされていない。(第3.1-1表参照)

再処理施設ではクラス区分の設定はなく、ポンプ及び弁は対象とされていない。(第3.1-2表参照)

発電炉と再処理施設との整合性を確認するにあたって,「昭和61年度科学技術調査資料作成委託 調査報告書参考資料 核燃料施設における構造,閉じ込め,耐震及び溶接に関する技術基準の検討」(昭和62年3月)にて,再処理施設における容器及び管については,発電炉におけるクラス3機器相当の考え方を採用しているとされており,また,「解説 核燃料施設の技術基準」(科学技術庁原子力安全局・燃料規制課 編)にて,機器の重要度に応じた検査に関して発電炉と核燃料施設との機器区分の関係性が示されており,基本的に再処理施設を含む核燃料施設は発電炉におけるクラス3,4機器相当と整理されている。(第3.1-1図参照)

なお、図中の再処理施設において発電炉のクラス2機器とクラス3機器との間に明確な線引きはない。これは、当該整理が「加工施設、再処理施設及び使用施設等の溶接の技術基準」(昭和61年12月23日総理府令第73号)における主要な溶接部に係る検査に関して整理されたものであること、また、主要な溶接部に係る機器区分のうち再処理第1種機器から再処理第3種機器にあっては発電炉のクラス3機器では要求のない腐食試験(材料の耐食性)や非破壊試験(セル内の設備に対する配慮)が要求されていることが反映されているものであり、構造健全性としての性能水準は主要な溶接部に係る機器区分によらず同じ水準が求められており、その水準としては技術基準規則の要求事項を踏まえても発電炉のクラス3、4機器相当であると判断できる。

また、参考として再処理施設の使用条件と発電炉の使用条件とを比較すると、若干の相違はあるものの耐圧強度の主たるパラメータである圧力条件については再処理施設の使用条件はクラス3機器と同等の使用条件である。(第3.1-3表参照)

第3.1-1表 発電炉(設計基準対象施設)における強度評価の説明対象

	クラス1	原子炉格納容器	クラス 2	クラス3	クラス 4
容器	0	0	0	0	_
管	0	_	0	0	0
ポンプ	0	_	0	*	_
弁	0	_	0	*	_
支持構造物	0	0	0	*	_
炉心支持構造物			0		
安全弁等			_		

○:説明対象, -:説明対象外

\*:技術基準規則要求は示されていないものの参考資料として添付するもの。

第3.1-2表 再処理施設(安全機能を有する施設)における強度評価の説明対象

	安全機能を有する施設
容器	$\circ$
管	0
ポンプ	*
弁	*
支持構造物	0

○:説明対象, -:説明対象外

\*:技術基準規則第十七条(材料及び構造)の要求を直接受けるものではないが、材料及び構造としての説明対象とするもの。

実用発電炉	加工	再処理	使用
クラス1機器 (原子炉冷却材圧力バウンダリ)	-	_	-
原子炉格納容器	_	-	_
クラス2機器 (安全系,格納容器バウンダリ等)	_ _	再処理第1種	-
	加工第1種 -	(インベントリ大 追加 計験 対 特に腐食性が厳しい 試験 対 再処理第2種 (腐食性 ) により追加試験 ) 濃度大	→使用第1種
	加工第1種(開放容器)	「► 再処理第3種 実用発電炉より安全上の要求機能は低いが、 保守が困難なため炉のクラス2相当 (非破壊試験のみ)の検査をする。	使用第1種 (開放容器)
<sup>(*1)</sup> クラス3機器 ———— (放射性物質を内包)	→ 加工第2種 一	→ 再処理第 4 種	→使用第2種
クラス 4 管 <i></i> (ダクト)	▶ 加工第3種 一	→ 再処理第5種 (ダクト,漏えい防止容器)	→使用第3種

(\*1) クラス3は、それぞれクラス1機器、クラス2機器、原子炉格納容器及び放射線管理施設若しくは原子炉格納施設(非常用ガス処理設備に限る。)に属するダクト 以外の設計基準対象施設に属する容器又は管(内包する流体の放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(流体が液体の場合にあっては、三十 七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の管又は最高使用圧力が零メガパスカルを超える管に限る。)をいう。 (解説 核燃料施設の技術基準(原子力安全技術センター) 「表Ⅲ.5.1 実用発電炉等の機器区分と加工・再処理・使用施設等の機器区分との関係」を参考に作成)

第3.1-1 図 実用発電炉のクラス区分と加工・再処理・使用施設の機器区分との関係

第3.1-3表 発電炉と再処理施設の温度・圧力の比較

設備/系統名	圧力 [MPa]	温度 [℃]
RCS バウンダリ		
余熱除去設備		
ECCS (高圧注入ライン)		
ECCS (蓄圧タンク注入ライン)		
化学体積制御設備		
CV スプレイ		
主蒸気・主給水設備		
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		
燃料取替用水設備		
原子炉補機冷却設備(CCW)		
原子炉補機冷却設備 (SW)		
制御用空気設備		
消火設備 (水消火)		
分離設備		
ウラン精製設備		
第 2 酸回収系		
施設 塔槽類廃ガス処理系		
高レベル廃液濃縮系		
アルカリ廃液濃縮系		
	RCS バウンダリ	RCS バウンダリ

<sup>(\*1)</sup> 核燃料物質及び放射性物質を内包する設備/系における圧力及び温度を示す。

#### (2) 重大事故等対処設備

発電炉の材料及び構造に係る要求事項にあたっては常設設備/可搬設備に応じたクラス区分が設定されており、クラス区分毎にそれぞれ対象となる機器が規定されている。また、発電炉の重大事故等対処設備は、設計基準対象施設におけるクラス2機器(工学的安全施設)と同等の機器の重要度とし、同等の性能水準が求められていることから、対象となる機器についてもクラス2機器と同様にポンプ及び弁が対象とされている。(第3.1-4表参照)

再処理施設ではクラス区分の設定はなく、ポンプ及び弁は対象とされていない。(第3.1-5表参照)

再処理施設の重大事故等対処設備にあっても基本的な考え方は発電炉と同じであり,重大事故等対処設備は,安全機能を有する施設と同等の機器の重要度とし,同等の性能水準で設計とする方針である。

前述(1)のとおり安全機能を有する施設は発電炉におけるクラス3,4機器相当の設計であり、ポンプ及び弁は対象としていない。そのため、重大事故等対処設備についても同様にポンプ及び弁は対象としていない。

また、参考として再処理施設の重大事故等時における使用条件と発電炉のクラス3機器の使用条件とを比較すると、若干の相違はあるものの耐圧強度の主たるパラメータである圧力条件については再処理施設の重大事故等時における使用条件は発電炉のクラス3機器と同等の使用条件である。(第3.1-6表参照)。

第3.1-4表 発電炉(重大事故等対処設備)における強度評価の説明対象

NA THE TOP OF THE VENT OF A VALUE OF THE VENT OF THE V							
	重大事故等	重大事故等	重大事故等				
	クラス1機器	クラス2機器	クラス3機器				
容器	0	0	0				
管	0	0	0				
ポンプ	0	0	0				
弁	0	0	0				
支持構造物	0	0	_				
安全弁等		_					

〇:説明対象,一:説明対象外

第3.1-5表 再処理施設(重大事故等対処設備)における強度評価の説明対象

	重大事故等対処設備
容器	$\circ$
管	$\circ$
ポンプ	*
弁	*
支持構造物	0

〇:説明対象,一:説明対象外

\*:技術基準規則第三十七条(材料及び構造)の要求を直接受けるものではないが、材料及び構造としての説明対象とするもの。

第3.1-6表 発電炉と再処理施設の温度・圧力の比較

	クラス区分	設備/系統名	圧力 [MPa]	温度 [℃]
再処理施設	重大事故等対処設備	廃ガス貯留設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 代替換気設備 代替注水設備		
【参考】発電炉(PWRの一例)	クラス3機器	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 燃料取替用水設備 原子炉補機冷却設備 (CCW) 原子炉補機冷却設備 (SW) 制御用空気設備 消火設備 (水消火)		

<sup>(\*1)</sup> 核燃料物質及び放射性物質を内包する設備/系における圧力及び温度を示す。

## 3.2 ポンプ及び弁の材料及び構造

発電炉における「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド」では、クラス3機器に接続するポンプ及び弁は強度要求が示されていないものの強度に関する説明書の参考資料として添付することが規定されていることを踏まえ、再処理施設においても、安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等に接続するポンプ及び弁も材料及び構造の確認対象範囲とする。

○発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド(抜粋)

- 3. 工事計画以外の認可申請書, 届出書及び添付書類の記載
- (3) 添付書類
- 11) 強度に関する説明書

(中略)

(注) 3 クラス3機器に接続するポンプ、弁又は支持構造物にあっては、技術基準規則 において強度要求を示していないものの、設計・建設規格又はJIS等を基に した強度関する計算書等を「参考資料」として添付することとする。

安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等に接続するポンプ及び弁の材料及び構造については、以下に示すとおり、接続する配管と同等の設計であることから、接続する配管が十分な強度を有することを確認することで、ポンプ及び弁も十分な強度を有することが確認できる。 (詳細は、第3.2-1表参照)

- ・ 材料については、「材料選定フロー」に基づき材料を選定することと しており、接続する配管と同等の材料を選定している。
- ・構造及び強度については、ポンプ及び弁は使用条件(最高使用圧力・最高使用温度)に対して、日本産業規格・メーカ規格等の適切な規格に基づき設計・製作・検査され、十分余裕を有した型式のものを選定しており、耐圧試験等により十分な強度を有するものを確認したものを使用する設計としている。また、安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等はJSME 設計・規格等に準拠した厚さ評価が基本となるが、ポンプ及び弁は一般的に鋳造品であり接続する配管より厚肉である。
- 主要な溶接部については、ポンプ及び弁の溶接部は接続する配管との溶接部が該当するが、それら溶接部は配管の溶接部として適合性を確認している。

したがって、安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等に接続するポンプ及び弁の材料及び構造については、材料及び構造の確認対象範囲とし、設工認申請書においては強度計算書に代えて、基本設計方針及び強度及び耐食性に関する説明書における「強度計算及び耐食性の基本方針」にて、設備設計としての材料及び構造に係る設計方針を示すこととする。

項	目	第3. 2-1衣 材料及の構造に係る詳細設計及の機質における確認事項 詳細設計での確認事項	検査での確認事項
		[確認事項] 再処理施設は腐食性流体を取り扱うことから、機器の閉じ込め部又は耐圧部は、接液する放射性物質等(流体)を踏まえた適切な材料選定を実施する必要がある。	
	容器・管	<ul> <li>○関連する仕様表記載事項</li> <li>主要材料</li> <li>○基本設計方針</li> <li>接液する腐食性流体を含む使用条件に対して適切な材料を使用する設計とすることを記載している。</li> <li>○添付書類</li> <li>取り扱う放射性物質等(流体)の濃度,腐食環境(硝酸濃度,使用温度)などの条件を考慮して定めた「材料選定フロー」を示すとともに,同フローに基づき選定した材料を個別強度計算書に記載している。</li> </ul>	切りり付付使宜丿
材料	ポンプ・	<ul> <li>[設工認記載事項]</li> <li>○関連する仕様表記載事項</li> <li>主要材料</li> <li>○基本設計方針</li> <li>容器等と同等の適切な材料及び構造を有するものを使用する設計とすることを記載している。</li> <li>[容器・管との関連性を含めたポンプ・弁の設計]</li> </ul>	- 「主要材料」に対して,使用されている材料の化学成分,機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。
	弁	<ul> <li>・ポンプ・弁を含む再処理施設における機器の閉じ込め部又は耐圧部は、容器・管と同様に上記の「材料選定フロー」に基づき材料選定を実施し、指定された日本産業規格等の規格を満足する材料を使用する設計としている。</li> <li>・取り扱う放射性物質等(流体)が同条件の系統は同等の材料が選定されることから、ポンプ及び弁と接続する配管では、鋳鋼品か鋼管かの相違はあるものの同等の材料が選定される。</li> </ul>	
		[確認事項] 使用条件に対して十分な強度を有することを確認する必要がある。	
構	容器・管	<ul> <li>[設工認記載事項]</li> <li>○関連する仕様表記載事項</li> <li>主要寸法(厚さ),最高使用圧力,最高使用温度*,主要材料*</li> <li>○基本設計方針         使用条件に対して弾性設計を行うことを記載している。</li> <li>○添付書類         JSME 設計・建設規格や日本産業規格等を取りまとめた「構造等に関する設計方針」を示すとともに、同設計方針に基づき強度計算(厚さ計算)を実施し、計算上の必要な厚さに対して機器が十分な厚さを有することを確認し、その結果を個別強度計算書に記載している。</li> </ul>	[確認事項] (構造,強度及び漏えいに係る検査 のうち寸法検査) 「主要寸法(厚さ)」に対して,設 工認のとおりであることを確認す る。 (構造,強度及び漏えいに係る検査
造及び強度	ポン	<ul> <li>[設工認記載事項]</li> <li>○関連する仕様表記載事項</li> <li>主要寸法(厚さ),最高使用圧力,最高使用温度*,主要材料*</li> <li>○基本設計方針</li> <li>容器等と同等の適切な材料及び構造を有するものを使用する設計とすることを記載している。</li> </ul>	のうち耐圧・漏えい検査) 「最高使用圧力」に対して、検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないこと及び検査圧力により漏えいの有無を確認する。
	プ・弁	<ul> <li>「容器・管との関連性を含めたポンプ・弁の設計」</li> <li>・ポンプ・弁は、一般的に型式毎に使用範囲(圧力・温度)が定められており、使用条件(最高使用圧力・最高使用温度)に対して十分余裕を有した型式を選定している。</li> <li>・ポンプ及び弁は、日本産業規格・メーカ規格等の適切な規格に基づき設計・製作・検査を行っており、単体での耐圧試験、系統一体での耐圧試験等を実施しており十分な強度を有するものである。</li> <li>・ポンプ及び弁は接続する配管と比較しても、一般的に鋳造品であることから接続する配管より厚肉であり、また動的機器として十分な強度及び剛性を有するものであることから、設工認申請書における構造及び強度評価としてはより弱部である薄肉の配管側の強度評価を実施する。</li> </ul>	A C W S o
		[確認事項] 主要な溶接部については,不連続で特異な形状でないものであることや適切な強度を有するものであることなどを確認する必要がある。	
主要な	容器・管	<ul><li>[設工認記載事項]</li><li>○基本設計方針</li><li>主要な溶接部については,技術基準規則に適合する設計とし,同規則の解釈における「再処理施設の溶接の方法等について(別記)」に適合していることを使用前事業者検査(溶接)にて確認することを記載している。</li></ul>	登)   容器等の主要な溶接部が技術基準規
な溶接部	ポンプ・弁	[容器・管との関連性を含めたポンプ・弁の設計] ・ポンプ及び弁の溶接部は,配管との接続部が該当するが,それら溶接部は配管の主要な溶接部として取り扱っている。	則の解釈「再処理施設の溶接の方法等について(別記)」に適合していることを確認する。

#### 4. まとめ

技術基準規則第十七条及び第三十七条(材料及び構造)の対象範囲である再処理施設の安全性を確保する上で重要なものについては、一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包する、又は、放射性物質等は内包していないものの公衆若しくは従事者の放射線障害を防止する機能を有する容器及び管並びにこれらを支持する構造物を対象とし、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備にあっては、それぞれ以下のとおりとする。

安全機能を有する施設の容器等は、以下のいずれかに該当するものとする。

- <u>a.</u> 機器区分(再処理第1種機器から再処理第5種機器)に属する容器及び管
- b. 安全上重要な施設に属する容器及び管
- c. a又はbに接続するポンプ及び弁
- d. a, b及びcに直接溶接される<u>支持構造物</u>であり、その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの
- <u>e.</u> 安全上重要な施設に属するガスタービン及び内燃機関
- f. 安全上重要な施設を防護するために必要な緊急遮断弁

重大事故等対処設備の容器等は、以下のいずれかに該当するものとする。

- <u>a.</u> 機器区分(再処理第1種機器から再処理第5種機器)に属する容器及び管
- b. 重大事故等対処設備に属する容器及び管 ただし、重大事故等対処設備であって内的事象を要因とする重大事故 等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の 安全機能を有する施設と兼用するものにあっては、材料及び構造の対 象範囲としない。
- c. a又はbに接続するポンプ及び弁
- d. a, b又はcに直接溶接される<u>支持構造物</u>であり、その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの
- e. 重大事故等対処設備に属するガスタービン及び内燃機関
- f. 重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁

また、設工認申請書における材料及び構造への適合性説明は、上記の容器及び管<u>にあっては強度計算書を示すものとし、</u>ポンプ及び弁並びに内燃機関にあっては設備設計としての材料及び構造に係る設計方針を示す。

# 【参考1】 材料及び構造に係る要求事項と対象範囲との関係の整理(安全機能を有する施設)

				51】 材料及び悔起	基本設計方針上の主語 (「安全機能を有する施設の容器等」の具体的な対	材料及び構造の対象範囲							
	制限事項				象については、「2.2 安全機能を有する施設及び 重大事故等対処設備における対象範囲」に記載して いる。)	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>	<u>d</u>	<u>e</u>	<u>f</u>		
材料	機械的強度及び 化学的成分		1号 容器等	等に使用する材料は	安全機能を有する施設の容器等は			<u>(</u>	<u>)</u>				
	延性破断の防止	1項	2		安全機能を有する施設の容器等 (ダクト及び支持構造 物は除く。) は	<u>(</u> ダクトに		<u>O</u>	_	<u>C</u>	)		
	延性破断の防止 (ダクト)	安全機能を有する 号 施設に属する容器 容器		イ (容器等)	安全機能を有する施設の容器等のうちダクトは	<u>(</u> <u>ダク</u>	<u>)</u> 7		<u>=</u>	<u>-</u>			
構造	延性破断の防止 (支持構造物)	「	.,		安全機能を有する施設の容器等のうち支持構造物は		=		<u>O</u>		_		
	疲労破壊の防止 保する上で重要	もの(以下この項 度 縮継 において「容器 等」という。)の (容 材料及び構造は 3 号 容器等の (溶接金属語		·	安全機能を有する施設の容器等の伸縮継手は	<u>○</u> 伸縮継 <u>手</u>							
	座屈による 損傷の防止			等」という。)の		等」という。)の		ハ (容器等)	安全機能を有する施設の容器等(ダクトは除く。)は	<u>○</u> <u>(</u> ダクトは除く。)_			
	主要な溶接部			3 号 容 器 <sup>(</sup> (溶接		等の主要な溶接部金属部及び熱影響部	安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)である安全機能を有する施設の容器等に属する再処理第1種機器から再処理第5種機器の溶接部は		<u>○</u> 主要な溶接部			<u>-</u> .	
	施設時における 耐圧試験				安全機能を有する施設の容器等(支持構造物は除く。)は		<u>O</u>		_	<u>C</u>	)		
耐圧試験等	施設時における 漏えい試験	2項 安全機能を有する施設に属する容器及び管の うち,再処理施設の安全性を確保する上で重 要なものは			安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部のうち 安全機能を有する施設の容器等に属する再処理第1種 容器及びライニング型貯槽の溶接部は	<u>(</u> 主要な溶抗 再処理第 〕 ライニン	接部のうち L 種容器/	<u>一</u> :器 <u>/</u>					
	維持段階における 漏えい試験				安全機能を有する施設の容器等(支持構造物は除 く。)は,		<u>O</u>		_	<u>C</u>	<u>)</u>		

# 【参考2】 材料及び構造に係る要求事項と対象範囲との関係の整理(重大事故等対処設備)

					材料及び構造の対象範囲										
				基本設計方針上の主語 (「重大事故等対処設備の容器等」の具体的な	常設重大事故等対処設備						可搬型重大事故等対処設備 (aからfのうち対象があるものについて示す。)				
	制限事項 技術基準規則上の主		:の主語	対象については、「2.2 安全機能を有する施 設及び重大事故等対処設備における対象範囲」 に記載している。)	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>	<u>d</u>	<u>e</u>	<u>f</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>	<u>e</u>	
材	機械的強度			常設重大事故等対処設備の容器等は		ı	<u>(</u>	<u>)</u>	J				<u> </u>		
材料	及び 化学的成分			可搬型重大事故等対処設備の容器等は			<u>-</u>	<u>_</u>				<u>C</u>	<u>)</u>		
	延性破断の防止	1項 重大事故等対処設		重大事故等対処設備の容器等(常設のダクト及び 支持構造物は除く。)は	<u>(</u> (ダクト)	<u>)</u> は除く。)	0	_	_	<u>O</u>		<u>C</u>	<u>)</u>		
	延性破断の防止 (ダクト)	備に属する容器及 び管並びにこれら 1号	1号 容器等	常設重大事故等対処設備の容器等のうちダクトは		<u>○</u> <u>ダクト</u> =			<u>=</u>		_				
構造	延性破断の防止 (支持構造物)	を支持する構造物のうち,再処理施設の安全性を確保	石曲寸	常設重大事故等対処設備の容器等のうち支持構造物は	<u> </u>		<u>O</u>	_		_					
	疲労破壊の防止			する上で重要なも		常設重大事故等対処設備の容器等の伸縮継手は		<u>○</u> 伸縮継手				<u>–</u>			
	座屈による 損傷の防止	おいて「容器等」という。) の材料		常設重大事故等対処設備の容器等(ダクトは除く。)は		<u>○</u> <u>(</u> ダクトは除く。)					_				
	主要な溶接部	及び構造は 2号 容器等の 主要な溶 接部		常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部 (溶接金属部及び熱影響部をいう。)である重大 事故等対処設備の容器等に属する再処理第1種機 器から再処理第5種機器の溶接部は	<u>(</u>	<u>○</u> 主要な溶接部				<u>-</u>					
	施設時における 耐圧試験			重大事故等対処設備の容器等(支持構造物は除く。)は		<u>O</u>		=		<u>O</u>		<u>C</u>	<u>)</u>		
耐圧試験等	施設時における 漏えい試験	容器及び管のうち,再処理施 設の安全性を確保する上で重		常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部のうち重大事故等対処設備に属する再処理第1種容器及びライニング型貯槽の溶接部は	主要な溶技 再処理第	○ <u> </u>			<u>=</u>						
	維持段階におけ る漏えい試験	要なものは		重大事故等対処設備の容器等(支持構造物は除 く。)は						<u> </u>	<u>O</u>				

【参考3】 再処理施設の支持構造物の主な構造形式一覧 (1/2)

【参考3】 中型性地放り文符構造物の主な構造的式 見 (1/2)									
構造形式	中間支持たて置円筒形容器 (2ラグ支持,4ラグ支持)	中間支持たて置角形容器 (2 ラグ支持)	中間支持たて置円筒形容器 (フランジ固定)	中間支持たて置円筒形容器 (長手1ラグ支持,長手2ラグ支持)					
概略構造	世 (溶接取付) ラグ ma(1±Cv)g 取付ポルト	ファイン (溶接取付) カグ (溶接取付) 取付ボルト m <sub>2</sub> (1±C <sub>v</sub> )g	The state of t	D <sub>1</sub> t ブラケット  D <sub>1</sub> t					
備考	・直接溶接で取り付く場合は対象 ・当板を介して取り付いている場合は直接 溶接で取り付くものではないため対象外		・直接溶接で取り付くため対象	・直接溶接で取り付く場合は対象 ・当板を介して取り付いている場合は直接 溶接で取り付くものではないため対象外					

構造形式	横置一胴円筒形容器 (2脚支持,3脚以上支持)	デミスタ (1脚支持,2脚支持)	四脚たて置円筒型容器	スカート支持たて置円筒型容器
概略構造	当板(溶接取付) 基礎ボルト 基礎・ボルト	当板(溶接取付)	Di t	(溶接取付)スカート (l±C <sub>v</sub> )m <sub>0</sub> g の ベースプレート 基礎ボルト
備考	・当板を介して取り付くため対象外	・当板を介して取り付くため対象外	・当板を介して取り付くため対象外	・直接溶接で取り付くため対象

【参考3】 再処理施設の支持構造物の主な構造形式一覧 (2/2)

構造形式	平底たて置円筒形容器	フィルタユニット	フィルタユニット (しゃへい体一体形)	プレート式熱交換器
概略構造	ベースプレート 基礎ボルト	(正面)  (正面)  (側面)	取付ボルト  フィルターケーシング 取付ボルト  A部詳細  コンクリート	固定側側板 可動側側板 支柱 総付ポルト 伝熱板 基礎ポルト 底板 (溶接取付) (溶接取付)
備考	・直接溶接で取り付くものではないため 対象外(ボルト接続)	・直接溶接で取り付くため対象	・直接溶接で取り付くものではないため 対象外 (ボルト接続)	・直接溶接で取り付くため対象

